

マイナンバー制度とマイナンバー取扱い重要性のご案内

今年（平成27年）10月1日からマイナンバーの配布が始まります。

マイナンバー制度とは、国が住民票を登録している全国民ならびに外国人に12桁の個人番号と株式会社だけでなく協同組合、地方公共団体などすべての法人に13桁の法人番号を配布し、社会保障・税・災害対策の分野で本人確認のために利用していく制度です。平成30年からは預金口座にも利用を拡大します。

<税務上の取扱い>

平成28年1月1日以降、まず国税分野から利用していきます。税務署へ提出する申告書、届出書、法定調書などの書類や電子申告データは、支払者だけでなく受領者もすべてマイナンバーを記す（付する）ことが義務付けられます。

具体的には、支払調書提出が求められる士族や家賃地代の受領者、また源泉徴収票の提出を要する役員・従業員（外国人も含む）などは、法定調書提出時にマイナンバーを記載し（付さ）なければなりません。また法人税の申告書を提出する場合にも当然マイナンバーを記載しなければなりません。

都道府県へ提出する法人二税の申告書は平成28年1月以降に開始する事業年度に係るものから、市区町村へ提出する給与支払報告書等は平成28年分所得に係るもの（平成29年1月提出）から、それぞれマイナンバーを記載しなければならなくなる予定です。

そしてこのマイナンバーを取り扱わなければならない法人や事業主は、「個人番号関係事務実施者」となり、取扱いに不備があると、懲役刑を含む罰則規定が適用されます。

今年（平成27年）10月1日から、役員・従業員全員（扶養親族も含む）ならびに地代家賃や報酬の支払先のマイナンバーを漏れなく収集し厳格管理をしなければならなくなります。

ご不明な点は、弊所へお問合せください。

平成27年3月吉日

神谷研税理士事務所